

水力発電事業懇話会規約

第1条（名称）

本会の名称は「水力発電事業懇話会」と称する。

第2条（目的）

本会は、水力発電事業を営む経営者相互の連携を密にして、事業推進に貢献することを目的とする。

第3条（活動内容）

- （1）水力発電事業の当面する課題並びに事業者共通の利害に関し、情報交換及び懇談を行う。
- （2）水力発電事業に関わる法規制等の諸課題について、必要により関係機関への提言を行う。
- （3）会員相互の親睦を図る。

第4条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同し会費を納める法人または団体とする。

第5条（加入及び脱退）

本会に加入しようとする法人または団体は、会員の紹介により会の承認を受けるものとする。

本会の脱会については、会員が申請すればこれを妨げない。ただし、すでに納入した入会金及び年会費の返金はしない。

第6条（入会金および年会費）

入会金は、10,000円 年会費は、20,000円とする。

第7条（役員）

本会に会長、事務局長、会計監査役それぞれ1名を置く。会長は、定例会の決議により選任する。事務局長、会計監査役は、会長が指名する。

第8条（役員の任期）

会長、事務局長、会計監査役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、役員が転出、その他の事由で任期途中で欠けた場合、次のとおりとする。

- （1）会長が欠けた場合、次の定例会まで事務局長がその職務を代行する
- （2）事務局長が欠けた場合、会長が新たに指名し、前任者の残任期間その職務を行なう

- (3) 会計監査役が欠けた場合、会長が新たに指名し、前任者の残任期間その職務を行なう

第9条（役員の職務および権限）

- (1) 会長は本会を代表し、本会の業務を総括する
- (2) 事務局長は、会長を補佐するとともに、会長が欠けた場合、次の定例会までその職務を代行する
- (3) 会計監査役は、本会の会計について監査する

第10条（役員の解任）

役員が次のいずれかに該当するときは、定例会の決議によって解任することができる

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 疾病等により、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- (3) その他、本人の申し出があったとき

第11条（定例会）

定例会は、毎年2回開催し、原則5月および12月に会員の代表者が出席する。定例会は、会長が議長となる。定例会の決議事項は以下のとおりとする。

- (1) 会長の選解任
- (2) 本会運営の基本方針に関すること
- (3) 規約の制定、変更
- (4) 事業計画、事業報告の承認
- (5) 会費の額および徴収方法
- (6) 予算・決算の承認
- (7) その他、本会運営に関する重要事項

第12条（担当者会議）

担当者会議は、原則毎年9月に開催し、各社部長相当の役職を有する者が出席する。担当者会議では、主に定例会の決議事項の審議、当会の活動状況の取りまとめを行う。

第13条（作業会）

作業会は、水力発電事業に係る規制・制度や技術基準の改定事項等の情報を共有するため必要に応じて開催することができ、事務局長が招集する。

第14条（会計）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。本会の会計年度における経費は、その年度の会費収入にて支弁する。

第15条（事務局）

本会の事務を処理するために事務局を置く。

第16条（付則）

本規約は、平成26年4月1日から施行する。

平成17年12月15日制定

平成20年 1月 1日改定

平成25年 4月 1日改定

平成26年 4月 1日改定